

# 相続 定期貯金

店頭金利より

年 **0.2%** **上乗せ**

ご利用  
いただける方

当JAまたは他金融機関での相続手続き完了後1年以内で、  
相続により取得した資金をお預入れいただける個人の方

お預入金額

100万円以上で相続により取得した金額の範囲内  
(不動産や有価証券等の換金代金及び死亡保険金の受取金を含む)

ご契約期間

1年

その他

- 上乗せ金利は、初回満期時までとさせていただきます。
- 他金融機関で相続手続きをされた場合は、申込時に相続手続き書類等で相続により取得した資金であることを確認させていただきます。
- 詳しくは、裏面の商品概要説明書をご覧ください。

詳しくは、JAおおいがわのホームページまたは商品概要説明書をご覧ください。  
不明な点はお気軽に窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ





# 相続定期貯金 商品概要説明書

1. 商品名(愛称)	○ <b>スーパー定期貯金</b> (単利型)(愛称:相続定期貯金)
2. 販売対象	○当JAまたは他金融機関での相続手続完了後1年以内で、相続により取得した資金をお預入れいただける個人の方 (不動産や有価証券等の換金代金及び死亡保険金の受取金を含む)
3. 期間	○単利型/定型方式:1年 ※預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)のお取扱いが できます。
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	○一括預入 ○一契約当り 100万円以上1,000万円未満 ○1円単位
5. 必要書類	他金融機関で相続手続をされた場合は、「相続手続の完了時期」、「相続人であること」、「相続により取得した金額」が分かる①～④のいずれかの書類 ①遺産分割協議書の写し ②金融機関に提出した相続手続依頼書の写し ③「戸籍謄本の写し」および「被相続人名義の解約通帳または計算書の写し」 ④「遺言書(公正証書遺言または検認済の自筆証書遺言)」および「被相続人名義の解約通帳または計算書の写し」 ※不動産や有価証券等の換金代金を原資とする場合は、相続遺産の換金代金であることが確認できる書類 ※死亡保険金(共済金)を原資とする場合は、死亡保険金(共済金)であることが確認できる書類
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金	○預入時の店頭表示利率に0.2%上乗せした約定利率を満期日まで適用します。 ○自動継続時の金利は、継続日の店頭表示利率を適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
8. 付加できる 特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「小額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)をご利用になれます。
9. 中途解約時の 取扱い	○満期前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%
10. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または本店金融部金融推進課(電話:054-646-5102)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
12. その他参考 となる事項	○原則、「総合口座通帳」の定期欄または「定期貯金通帳」への作成となります。 ○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○急激な金利の変動等により取扱いを中止または変更させていただく場合がございます。その場合には、店頭及びJAお問い合わせホームページにてお知らせいたします。 ○他の金利上乗せ定期貯金等との併用はできません。

1. 商品名(愛称)	○ <b>大口定期貯金</b> (愛称:相続定期貯金)
2. 販売対象	○当JAまたは他金融機関での相続手続完了後1年以内で、相続により取得した資金をお預入れいただける個人の方 (不動産や有価証券等の換金代金及び死亡保険金の受取金を含む)
3. 期間	○定型方式:1年 ※預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)のお取扱いが できます。
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	○一括預入 ○一契約当り 1,000万円以上 ○1円単位
5. 必要書類	他金融機関で相続手続をされた場合は、「相続手続の完了時期」、「相続人であること」、「相続により取得した金額」が分かる①～④のいずれかの書類 ①遺産分割協議書の写し ②金融機関に提出した相続手続依頼書の写し ③「戸籍謄本の写し」および「被相続人名義の解約通帳または計算書の写し」 ④「遺言書(公正証書遺言または検認済の自筆証書遺言)」および「被相続人名義の解約通帳または計算書の写し」 ※不動産や有価証券等の換金代金を原資とする場合は、相続遺産の換金代金であることが確認できる書類 ※死亡保険金(共済金)を原資とする場合は、死亡保険金(共済金)であることが確認できる書類
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金	○預入時の店頭表示利率に0.2%上乗せした約定利率を満期日まで適用します。 ○自動継続時の金利は、継続日の店頭表示利率を適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。
8. 付加できる 特約事項	○総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)をご利用になれます。
9. 中途解約時の 取扱い	○満期前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A. 解約日における普通貯金の利率 B. 約定利率 - 約定利率×30% C. 約定利率 - $\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率とします。 (2)預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A. 約定利率 - 約定利率×30% B. 約定利率 - $\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$
10. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または本店金融部金融推進課(電話:054-646-5102)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
12. その他参考 となる事項	○原則、「総合口座通帳」の定期欄または「定期貯金通帳」への作成となります。 ○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○急激な金利の変動等により取扱いを中止または変更させていただく場合がございます。その場合には、店頭及びJAお問い合わせホームページにてお知らせいたします。 ○他の金利上乗せ定期貯金等との併用はできません。